

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「及び広域求職活動費」を「及び求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十三条第十二項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第七項又は第八項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険

法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十三条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に

関する条例第八条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

3 新条例第十三条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第五項において「旧条例」という。）第十三条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十三条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十三条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第十三条第十二項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第十三条第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第十三条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十三条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第十三条第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。